

# 第3章 最近の政府施策

第3章では、内外の難局が押し寄せている時代の転換点において、2023年6月に発表された「経済財政運営と改革の基本方針2023（加速する新しい資本主義—未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現—）」を俯瞰し、「新しい資本主義」の実現に向けて加速する骨太方針を概説する。また、日本全体の投資を拡大させ、イノベーション力を高め、経済成長につなげるため、「海外からの人材・資金を呼び込むアクションプラン」で言及されている施策を取り上げる。

## 第1節 経済財政運営と改革の基本方針2023

ロシアのウクライナ侵攻、新型コロナウイルス感染症、気候変動問題など、日本を取り巻く国際環境に構造変化が生じているとともに、国内では輸入資源価格の高騰、少子高齢化・人口減少、潜在成長率の停滞、災害の頻発化・激甚化など、内外の難局が同時かつ複合的に押し寄せている。

こうした中、この難局を乗り越えると同時に、社会課題の解決に向けた取組み自体を成長のエンジンとしていくことが必要とされており、30年ぶりとなる高い水準の賃上げや企業部門における高い投資意欲など、足元での前向きな動きをさらに力強く拡大すべく、「新しい資本主義」の実現に向けた取組みを加速させ、新時代にふさわしい経済社会の創造を目指す。このような背景をもとに、「経済財政運営と改革の基本方針2023」が2023年6月16日に閣議決定された。

「経済財政運営と改革の基本方針2023」では、政府の経済財政運営と改革の基本方針を明確に示している。特に、「新しい資本主義」の実現への加速の観点では、「リ・スキリングによる能力向上支援」、「個々の企業の実態に応じた職務給の導入」、「成長分野への労働移動の円滑化」という「三位一体の労働市場改革」を行い、「人への投資」の強化、分厚い中間層を形成するとしているほか、少子化対策・こども政策の抜本強化、包摂社会の実現などに言及している。

特に、「投資の拡大と経済社会改革の実行」の施策として、以下のような取組みが挙げられている。

図表3-1 「投資の拡大と経済社会改革の実行」における取組み

No.	概要	主な計画
1	官民連携による国内投資拡大とサプライチェーンの強靱化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算・税制、規制・制度改革を総動員して民間設備投資115兆円を早期実現し、地域に質の高い雇用を創出する</li> <li>・ 次世代半導体を含めグローバルサプライチェーンの中核となることを目指し、投資拡大等を図る</li> </ul>
2	グリーントランスフォーメーション（GX）、デジタルトランスフォーメーション（DX）等の加速	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 徹底した省エネの推進、原子力の活用、水素・アンモニアのサプライチェーンの早期構築、10年間で150兆円の官民GX投資の実現、「GX経済移行債」を活用した先行投資、「成長志向型カーボンプライシング構想」の速やかな実現・実行など</li> </ul>
3	スタートアップの推進と新たな産業構造への転換	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「スタートアップ育成5か年計画」</li> <li>・ 上記に基づく「グローバル・スタートアップ・キャンパス」</li> <li>・ 資金供給の強化と出口戦略の多様化の推進</li> </ul>
4	官民連携を通じた科学技術・イノベーションの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ AI、量子技術、健康・医療、フュージョンエネルギー、バイオものづくり分野の官民連携による科学技術投資を抜本拡充</li> <li>・ 宇宙・海洋分野の取組み強化</li> </ul>
5	インバウンド（訪日外国人）戦略の展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本を舞台とした国際交流の回復</li> <li>・ 国際頭脳循環の確立</li> <li>・ 高度人材等の受入れ</li> <li>・ 資産運用立国・国際金融センターの実現など</li> </ul>

〔出所〕 経済財政運営と改革の基本方針2023(内閣府ウェブサイト)より作成

## 第2節 海外からの人材・資金を呼び込むためのアクションプラン



2023年4月に対日直接投資推進会議において、「海外からの人材・資金を呼び込むためのアクションプラン」（以下、「アクションプラン」）が決定された。アクションプランでは、海外からの人材・資金を積極的に呼び込むことにより、日本への全体の投資を拡大させ、イノベーション力を高めることで、更なる経済成長、地域経済の活性化につなげていくため、5つの柱を設定した。（図表3-2）

2021年には、対日直接投資残高を2030年に80兆円に倍増する目標を設定し、その実現に向けた取組みを開始しているが、国内外の経済社会環境が変化しており、この状況を成長のチャンスと捉え、アクションプランによる取組みを加速することで対日直接投資残高を早期に100兆円まで達成することを目指す。また、アクションプランの1つ目の柱「国際環境の変化を踏まえた戦略分野への投資促進・グローバルサプライチェーンの再構築」で言及されている政府施策等について概説する。

図表3-2 海外からの人材・資金を呼び込むためのアクションプランの概要

No.	アクションプランにおける5つの柱	具体的な取組内容
1	国際環境の変化を踏まえた戦略分野への投資促進・グローバルサプライチェーンの再構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際環境が大きく変化する中で、グローバル競争下での最適立地環境を確保し、日本の生産・研究拠点としての魅力と位置づけを復活。戦略的な国際連携の下、さまざまなグローバル経済のリスクに対し、強靱（レジリエント）なサプライチェーンを再構築。</li> <li>→半導体基金などを活用した産業立地プロジェクトの戦略的展開、産学官連携による人材育成等コンソーシアムの全国展開等</li> </ul>
2	アジア最大のスタートアップハブ形成に向けた戦略	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本をアジア最大のスタートアップハブとするべく、内外の起業家・VC・アクセラレーター等が集積するグローバルなスタートアップ・エコシステムを構築。</li> <li>スタートアップ育成5か年計画に基づき、スタートアップビザの利便性向上をはじめ、日本における起業環境の整備を大胆に加速。</li> <li>→スタートアップ・エコシステム拠点都市（8か所）への集中支援、外国人起業家向けビザ（スタートアップビザ）の利便性向上等</li> </ul>
3	高度外国人材等の呼び込み、国際的な頭脳循環の拠点化に向けた制度整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>世界でイノベーションを支える高度な知識や技能を持つ人材の獲得競争が激化する中、日本に高度な人材が集まり、新たなイノベーションを生み出す知の拠点となるよう取組みを強化。</li> <li>→世界に伍する水準の新たな在留資格制度（特別高度人材制度（J-Skip）、未来創造人材制度（J-Find））の創設、技能実習制度・特定技能制度のあり方の検討、グローバル・スタートアップ・キャンパス構想、デジタルノマド受入制度の検討等</li> </ul>
4	海外から人材と投資を惹きつけるビジネス・生活環境の整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>実行期限を定めたKPI(Key Performance Indicator)を設定し、海外から人材と投資を惹きつける、外国人の事業立ち上げ支援などのビジネス環境整備や、教育・医療などの生活環境の整備の取組みを加速。</li> <li>アジアの中核的な国際金融センターの実現や、GX投資の促進環境整備。また、新時代のインバウンド拡大に向けた取組みを強化。</li> <li>→国際金融センターとしての機能強化・GX投資促進、多言語ワンストップ窓口機能強化、教育環境改善（インターナショナルスクールから高校進学円滑化等）、医療環境（多言語対応病院情報等を提供する全国プラットフォーム構築等）、インバウンド拡大（MICE誘致等）等</li> </ul>
5	オールジャパンでの誘致・フォローアップ体制の抜本強化、G7等を契機とした世界への発信強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外拠点における誘致から実際の地域に裨益する形での定着まで、雇用創出や付加価値創出に資する戦略的な投資の呼び込みが実現できるよう、各省連携、産学官連携、国・地方の連携の下、投資の誘致・フォローアップ体制を抜本強化（KPIを設定した上でPDCAサイクルを実行）。</li> <li>→在外公館長・JETRO海外事務所長の連携による「FDIタスクフォース」の創設、地域別誘致策や外国企業の地域への定着・二次投資を促進する「地域投資誘致フォローアップ連絡会議」の創設、各省副大臣級の「海外からの人材・資金を呼び込むためのタスクフォース」を創設し、取組成果・課題等をフォローアップ・PDCAの実行、海外企業トップ等の参加を得たビジネスサミットの開催等</li> </ul>

〔出所〕 内閣府ウェブサイトより作成

## 第3節 グリーンイノベーション基金事業



2020年10月、日本政府は「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、2050年までに、温室効果ガスの排出をネットゼロとする目標を掲げた。この目標は、従来の政府方針を大幅に前倒しするものであり、エネルギー・産業部門の構造転換や、大胆な投資によるイノベーションといった現行の取組みを大幅に加速することが必要となる。このため、グリーンイノベーション基金事業により、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）に3兆円（2023年7月時点）に近い基金を造成し、経営課題として取り組む企業等に対して、10年間、研究開発・実証から社会実装までを継続して支援する。本基金事業により、日本の企業等がカーボンニュートラル関連市場の国際競争で優位なポジションを確保するとともに、産業競争力の強化につなげていくことを目的とする。

図表3-3 グリーンイノベーション基金事業におけるプロジェクト概要

支援対象	グリーン成長戦略において、実行計画を策定している重点分野または「GX実現に向けた基本方針※」に基づく今後の道行きが示されている主要分野において、プロジェクトごとに野心的な2030年目標（性能、コスト、生産性、導入量、CO2削減量等）等を設定し、企業等のコミットメントを引き出すことが可能なプロジェクト。 ※2023年時点の主要分野は、(1)水素・アンモニア、(2)蓄電池産業、(3)鉄鋼業、(4)化学産業、(5)セメント産業、(6)紙・パルプ産業、(7)自動車産業、(8)資源循環産業、(9)住宅・建築物、(10)脱炭素目的のデジタル投資、(11)航空機産業、(12)ゼロエミッション船舶（海事産業）、(13)バイオものづくり、(14)再生可能エネルギー、(15)次世代ネットワーク（系統・調整力）、(16)次世代革新炉、(17)運輸分野（前掲の船舶、自動車、航空関連は除く）、(18)インフラ分野、(19)カーボンリサイクル燃料（SAF、合成燃料、合成メタン）、(20)CCS、(21)食料・農林水産業、(22)地域・くらしの22分野。
プロジェクト規模・期間	事業費総額（国費負担のみ）200億円程度以上の規模のプロジェクトを主な対象とする。ただし、真に必要なプロジェクトであると認められる場合や新たな産業を創出する役割等を担う、デジタル技術等に係るベンチャー企業等の活躍が見込まれる場合には、この水準を下回る小規模プロジェクトの組成を可能とする。なお、国による支援が短期間で十分なプロジェクトは対象外。
実施主体	研究開発にとどまらず、社会実装までを視野に入れた事業であるため、プロジェクトの主たる実施者は、企業等、収益事業の担い手とする。また、社会実装に必要な技術開発を行う大学、研究機関、技術組合の参画も想定し、新たな産業を創出する役割等を担う中小企業やベンチャー企業の参画も促進する。

〔出所〕 NEDOウェブサイトより作成

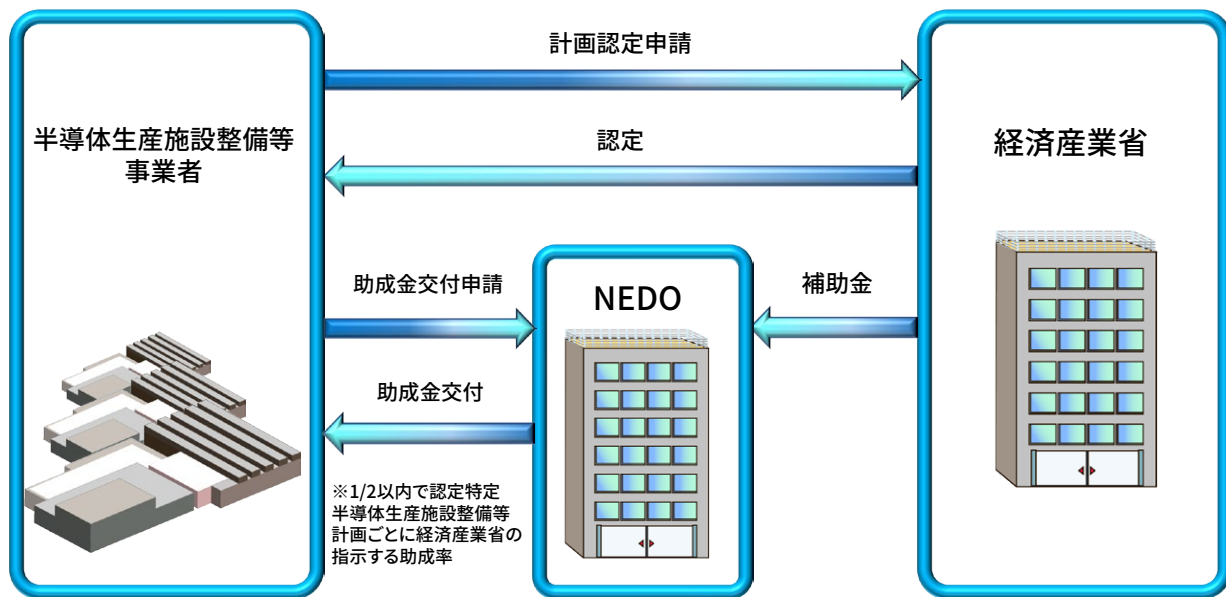
## 第4節 先端半導体生産基盤整備基金



半導体は、デジタル化の進展により、自動車や医療機器等のさまざまな分野での活用が拡大する一方、地政学的な事情から、グローバルなサプライチェーンが影響を受けるリスクが高まっている。あらゆる産業に影響を与え、5Gシステムに不可欠な先端半導体の安定供給を確保することが、産業基盤の強靱化や戦略的自律性・不可欠性の向上の観点で、最重要課題となっていることから、本事業では、先端半導体の国内生産拠点を整備するとともに、その拠点での継続生産や、参画企業との共同研究開発等を進めることで、国内での先端半導体の安定供給の実現を目指す。

具体的には、5G促進法に基づいて認定を受けた先端半導体の生産施設整備及び生産に関する計画について、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）に新たに設置する基金から、計画の実施に必要な資金の助成等を実施し、国内の生産拠点整備への支援を行うことで、事業者による投資判断を後押しし、安定供給可能な体制を確保する。

図表3-4 先端半導体生産基盤整備基金における特定半導体基金事業の実施方式



〔出所〕 NEDOウェブサイトより作成

## 第5節 バイオものづくり革命推進事業



バイオものづくりの分野では、先行して取り組まれている医薬品や食品のみならず、化学品・素材・繊維・燃料など、多種多様な産業領域での広範かつ革命的な活用が見込まれている。

特に、遺伝子改変技術等により、微生物等が従来保有する物質生産能の増強や新しい目的物質の生産能の獲得、あるいは酵素分解等による目的物質の取得といったテクノロジーとして注目されており、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（2022年6月閣議決定）においても科学技術・イノベーションの柱の一つと位置づけられた。

多様な原料と製品を出口とした革新的なバリューチェーンを構築するため、必要な技術や社会システム実証を活発に行うことで、これまでの化石資源を原料とした製造プロセスに替わる持続可能なものづくりとして、次世代の産業基盤となり、日本の産業競争力の核となり得ることが期待されている。

本事業では、バイオものづくり原料の調達のための技術開発やシステム実証を行うとともに、バイオものづくりの付加価値の源泉を握る微生物等改変プラットフォームの育成や微生物等の改良技術の開発、量産化のための製造技術開発・実証等を行う。

2023年度～2032年度において、事業期間総額約3,000億円の予算が計上された。

図表3-5 バイオものづくり革命推進事業の内容

項目	研究開発項目	内容
研究開発項目(1)	未利用資源の収集・資源化のための開発・実証	<ul style="list-style-type: none"> <li>未利用資源の収集のためのサプライチェーン構築に向けた調査</li> <li>未利用資源の原料化のための開発・実証</li> <li>循環型バイオものづくりを進めるための原料としてのバイオ製品等の収集実証</li> </ul>
研究開発項目(2)	産業用微生物等の開発・育種及び微生物等改変プラットフォーム技術の高度化	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業用微生物等の開発・育種</li> <li>産業用微生物等の開発・育種を通じたプラットフォーム技術の高度化</li> </ul>
研究開発項目(3)	微生物等による目的物質の製造技術の開発・実証	<ul style="list-style-type: none"> <li>微生物等を用いて商用スケールで物質生産を行う際に必要となる大量培養等のスケールアップに伴う技術の開発や生産実証</li> </ul>
研究開発項目(4)	微生物等によって製造した物質の分離・精製・加工技術の開発・実証	<ul style="list-style-type: none"> <li>発酵や大量培養といった微生物等を用いたプロセスによって生産した物質等を培地等から分離・精製し、最終製品へと加工することに伴う技術の開発と生産実証</li> </ul>
研究開発項目(5)	バイオものづくり製品の社会実装のための評価手法等の開発	以下などを検討するにあたって必要な開発や事例創出 <ul style="list-style-type: none"> <li>商品の差別化を図り、高付加価値品として消費者に選んでもらう仕組み（表示ルール、ブランド戦略）</li> <li>温室効果ガスの削減効果をクレジット等の価値に変える仕組み（コスト増分を回収）（LCA評価、カーボンクレジット取引）</li> <li>バイオ由来製品の廃棄時の回収ルール等の仕組み（ステークホルダー間の行動変容促進）</li> <li>資源循環経済の実現に向けて、日本の有する技術や製品が国際的に評価される仕組み（日本で製造された製品が高い環境対応との評価）</li> <li>マーケット投入に向けた、消費者・企業の受容を促すための分析（消費者・企業調査）</li> </ul>

〔出所〕 NEDOウェブサイトより作成

## 第6節 データセンター地方拠点整備事業費補助金



データセンターは、さまざまな社会課題解決に資する新たなデジタルサービスの提供を支えるとともに、企業等の営業秘密や個人情報が集積され、安全保障の観点からも重要なデジタルインフラとなっている。一方で、国内のデータセンターの8割は東京圏及び大阪圏に集中しており、データセンターのレジリエンス強化や電力負荷の偏在といった課題が存在している。

そのため、データセンター新規拠点の地方設置に向け、土地造成や電力・通信インフラ等整備の事業を実施する事業者等の費用を補助することによって、東京圏・大阪圏を補完・代替するデータセンターの新規拠点を整備するとともに、当該拠点に設置されるデータセンターが継続的に運用・利用されることを目指す。

図表3-6 データセンター地方拠点整備事業概要

項目	データセンター基盤（土地造成、電力・通信インフラ等）整備事業	データセンター基盤（土地造成、電力・通信インフラ等）及び施設（建屋・設備等）整備事業
支援内容	データセンターの新規拠点の整備にあたって必要となる土地造成費用や電力・通信インフラ等整備費用等の一部を支援	データセンターの新規拠点の整備にあたって必要となる土地造成費用や電力・通信インフラ等整備費用、データセンター施設（建屋・設備等）等の整備費用の一部を支援
対象地域及び対象事業の要件	（対象地域） 東京圏（東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県）の全域を除く地域 （対象事業の要件） データセンターの新規拠点となる用地の面積が10ヘクタール以上であること	（対象地域） 東京圏（東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県）の全域を除く地域 （対象事業の要件） データセンターの新規拠点となる用地の面積が10ヘクタール以上であること
補助率・補助額	補助率：1/2、補助額：上限155.4億円（下限50億円）	補助率：1/2、補助額：上限300億円（下限200億円）

〔出所〕 経済産業省ウェブサイトより作成



# 第7節 ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業

第4世代移動通信システム4G規格と比べて、より高速・大容量の通信が実現できる第5世代移動通信システム5G規格は、現在各国にて通信端末での商用サービスの普及が進展している。その一方で、データ伝送の超低遅延、通信端末の多数同時接続といった機能がより一層強化された5G（以下、「ポスト5G」）は、自動車の自動運転、工場のスマート化、医療・ヘルスケアといった多種多様な産業用途への技術の活用が見込まれている。

こうしたポスト5Gの技術はデジタル社会と脱炭素化の両立に不可欠なものも含まれており、日本の産業競争力強化をめぐるコア・テクノロジーとして、その重要性が認められ、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）は、2020年度からの事業期間において総額で7,950億円の「ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業」を設定し、中核となる技術の研究開発を後押しするため、事業の委託や助成金の交付を行っている。特に、ポスト5G情報通信システムや当該システムで用いられる半導体を開発するとともに、ポスト5Gで必要となる先端半導体の製造技術の開発に取り組む。

図表3-7 ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業

研究項目	支援対象となる研究開発内容
ポスト5G情報通信システムの開発（委託、助成）	・ ポスト5Gで求められる性能を実現する上で、特に重要なシステム及び当該システムで用いられる半導体やエッジデバイス等の関連技術の開発
先端半導体製造技術の開発（助成、委託）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パイロットラインの構築等を通じた、国内にない先端性を持つロジック半導体の前工程・後工程製造技術の開発（助成）</li> <li>・ 先端半導体のシステム設計技術や、製造に必要な実装技術や微細化関連技術等の日本に優位性のある基盤技術等の開発（委託、助成）</li> </ul>
先導研究（委託、助成）	上記2項目の研究開発項目に関係するものであって、ポスト5Gでは実用化に至らない可能性があるものの、ポスト5Gの後半から5Gの次の通信世代にかけて有望と考えられる技術課題についての先導的な研究開発

〔出所〕 NEDOウェブサイトより作成

# 第8節 革新的情報通信技術（Beyond 5G（6G））基金事業



Beyond 5G（6G）は、次世代の基幹情報通信インフラとして、あらゆる産業や社会活動の基盤となり、国境を越えて活用されていくことが見込まれている。国の情報通信審議会「Beyond 5Gに向けた情報通信技術戦略の在り方」中間答申（2022年6月）等を踏まえ、Beyond 5G（6G）の実現、日本の国際競争力の強化等に向けて、複数年度にわたって安定的・効率的な研究開発支援を可能とするため、2023年3月、国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）に情報通信研究開発基金が造成された。

同基金により新たに実施する革新的情報通信技術（Beyond 5G(6G)）基金事業では、日本が強みを有する技術分野を中心として、社会実装・海外展開を目指した研究開発に対する支援の強化を目指す。社会実装や海外展開に向けた戦略を持ち、投資も含めて自らのリソースを投入する体制を持った、中長期的な視点で取組む要素技術の確立や技術シーズの創出のための研究開発、及び電波の有効利用に資する技術の研究開発を支援対象とする。

図表3-8 Beyond 5G(6G)基金事業の想定プログラム

プログラム	内容
社会実装・海外展開志向型戦略的プログラム	日本が強みを有する技術分野（(1)オール光ネットワーク関連技術、(2)非地上系ネットワーク関連技術、(3)セキュアな仮想化・統合ネットワーク関連技術）を中心として、社会実装・海外展開に向けた戦略とコミットメントをもった研究開発プロジェクトを重点的に支援するプログラム。 原則として、一定期間内に技術成熟度（TRL: Technology Readiness Level）を一定の水準※に到達させることを目指す研究開発を対象とする。 また、原則、助成事業にて実施し、助成率は本プログラムで実施する期間全体の事業総額のうち、最大1/2を助成し、1件あたりの支援規模（国費分）は、数十億円程度/年を想定している。 ※4年以内にTRLが概ね6、5年以内にTRLが概ね7の水準を想定。
要素技術・シーズ創出型プログラム	プロジェクトの開始時点でTRL1～3に該当する技術であって、社会実装まで一定の期間を要し、中長期的な視点で取り組む要素技術の確立や技術シーズの創出のための研究開発を主な対象とするプログラム。 委託事業にて実施し、1件あたりの支援規模（国費分）は、1億円程度/年（最大数億円）を想定。
電波有効利用研究開発プログラム	電波法第103条の2第4項第3号に規定する技術の研究開発を対象とするプログラム。 委託事業にて実施し、1件あたりの支援規模（国費分）は、開発規模に応じ、上記2つのプログラムと同程度を想定。

〔出所〕 NICTウェブサイトより作成



# 第9節 高度外国人材の受入れに係る「新たな制度」の創設について（2023年4月～）

特別高度人材制度（J-Skip）の導入により、これまでの高度人材ポイント制とは別に、学歴または職歴と年収が一定の水準以上であれば「高度専門職」の在留資格を付与し、「特別高度人材」として現行よりも拡充した優遇措置が受けられることとなった。

未来創造人材制度（J-Find）の導入により、優秀な海外大学等を卒業等した者が、本邦において「就職活動」または「起業準備活動」を行う場合、在留資格「特定活動」（未来創造人材）を付与され、最長2年間の在留が可能となった。

## 特別高度人材制度（J-Skip）及び未来創造人材制度（J-Find）の概要

### 特別高度人材制度（J-Skip）

#### 要件

高度学術研究活動（大学教授や研究者等）、高度専門・技術活動（企業で働く技術者等）

- ・ 修士号以上を取得し、年収2,000万円以上の者
- ・ 職歴10年以上であり、年収2,000万円以上の者

高度経営・管理活動（企業の経営者等）

- ・ 職歴5年以上であり、年収4,000万円以上の者

#### 優遇措置（一部抜粋）

- ・ 永住許可までに要する在留期間を1年とする
- ・ 外国人家事使用人の雇用人数を2人まで可能に緩和する
- ・ 配偶者の就労

### 未来創造人材制度（J-Find）

#### 要件

- ・ 3つの世界大学ランキング中、2つ以上で100位以内にランクインしている大学を卒業、またはその大学の大学院の課程を修了して学位または専門職学位を授与された者

▶ 参考：未来創造人材制度の対象となる大学一覧（法務省）  
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001394994.pdf>

- ・ 卒業または修了から5年以内であること
- ・ 滞在当初の生計維持費20万円の所持

#### 優遇措置（一部抜粋）

- ・ 在留資格「特定活動」を付与し、最長2年間の就職活動・起業のための準備活動を行うことを可能とする（その間の就労も可能）
- ・ 家族帯同を可能とする

〔出所〕 出入国在留管理庁ウェブサイトより作成

## 第10節 スタートアップ育成5か年計画



日本政府は2022年11月に「スタートアップ育成5か年計画」を発表。スタートアップの起業加速と、既存の大企業によるオープンイノベーションの推進を通じて、日本にスタートアップを生み育てるエコシステムを創出することをねらう。

### 目標

スタートアップへの投資額を2028年3月までに2021年比で10倍を超える10兆円規模とする。さらに、将来においてユニコーン企業を100社創出し、スタートアップを10万社創出する。

### パッケージの方向性

以下の大きな3本柱の取組みを一体として推進。

- ① スタートアップ創出に向けた人材・ネットワークの構築
- ② スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化
- ③ オープンイノベーションの推進

海外のベンチャーキャピタル・スタートアップ・起業家に対し、魅力的な連携パートナー、投資先、市場を提供。

## (1) スタートアップ創出に向けた人材・ネットワークの構築



- ・ **メンターによる支援事業の拡大・横展開**  
産業界・学界のトップランナーがメンターとして、才能ある人材の発掘及びプロジェクト指導を実施することで、年間70名規模（2022年度時点）から2028年3月までに500名規模への拡大を目指す。
- ・ **1大学1エグジット運動**  
大学からの起業を後押しし、1つの研究大学から50社の起業と1社のエグジットを目指す。
- ・ **大学・小中高生でのスタートアップ創出に向けた支援**  
スタートアップ・エコシステム拠点都市を中心に、海外のアクセラレーターやベンチャーキャピタルの参加を得て、大学発の研究成果の事業化を5年間で5,000件以上を支援。これを後押しするため、5年間分として1,000億円の基金を新規造成。
- ・ **グローバルスタートアップキャンパス構想**  
海外トップ大学の誘致、優秀な研究者の招へい等により、ディープテック分野の国際共同研究とインキュベーション機能を兼ね備えた、官民の資金導入によるグローバルスタートアップキャンパスを創設。国内外企業とも連携することで、国内企業のイノベーション創出力を向上。
- ・ **海外起業家・投資家の誘致拡大**  
スタートアップビザ（外国人起業活動促進事業）の制度を拡充する。これまでビザ確認手続きの実施は、国が認定した地方自治体に限られていたが、誘致を加速するため、国が認定したベンチャーキャピタルやアクセラレーターなどの民間組織でも手続き可能とするともに、最長在留期間の延長を図る。また、海外のエンジェル投資家が日本で活動できるように留資格付与の円滑化を目指す。加えて、銀行口座開設の手続きの円滑化も目指す。

など

## (2) スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化



- ・ **中小企業基盤整備機構のベンチャーキャピタルへの出資機能の強化**  
国内外ベンチャーキャピタルへの有限責任投資も念頭に200億円の出資機能の強化。若手キャピタリストが経営するベンチャーキャピタルに限定した出資枠の創設等の国内ベンチャーキャピタルの育成支援、ディープテックのスタートアップに対する債務保証制度の上限額の見直し等を検討。
- ・ **産業革新投資機構の出資機能の強化**  
新たにこれまで（2022年から過去4年間で1,200億円）の2倍程度の投資規模となるファンドの立ち上げ。
- ・ **新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）による研究開発型スタートアップへの支援策の強化**  
2022年と比べて3倍規模となる5年間分 1,000 億円（年間 200億円）の基金を新規造成。補助上限の拡大、支援メニューの拡大等を実施。
- ・ **海外の投資家やベンチャーキャピタルを呼び込むための環境整備**  
ファンドが保有する未公開株式について、取得原価での評価の代わりに公正価値評価（時価評価）の導入を促進。投資事業有限責任組合（LPS）の投資対象について、海外投資比率の上限撤廃を図る。

など

## (3) オープンイノベーションの推進



- ・ **オープンイノベーションを促すための税制措置等のあり方**  
スタートアップの成長に資するものに限定したうえで、既存発行株式の取得に対しても、オープンイノベーション促進税制の措置を講じる。事業会社の傘下で大きく成長する出口戦略となる M&A を促進。また、スタートアップと連携する場合の研究開発税制について、優遇措置を拡充。
- ・ **組織再編の更なる加速に向けた検討**  
大企業が有する経営資源（人材、技術等）の潜在能力発揮を促すため、スピンオフを行う企業に持分を一部残す場合についても課税の対象外とする。
- ・ **M&A を促進するための国際会計基準（IFRS）の任意適用の拡大**  
のれんの償却を行わない国際会計基準（IFRS）の任意適用の拡大促進。

など

（出所） 内閣官房資料より作成